

## 令和4年度第1回沖縄県契約審議会委員意見等に対する県の回答について

No.	委員意見等	回答
1	<p>条例の理念である適正な利潤の確保のために、事業者の生産性向上のための取組について、県からも提案していただきたい。</p>	<p>(技術・建設業課)  土木建築部では、生産性向上の取組を推進するため、総合評価一般競争入札や工事成績評価において、企業の取組に対して評価するとともに、電子入札システムの活用や保証証書の電子化等により、事務負担の軽減、事務の効率化に引き続き取り組みます。  総合評価一般競争入札においては、ICT活用工事の実績、週休2日活用工事の実績、登録基幹技能者の配置状況を評価しております。  また、工事成績評価においては、週休2日工事、建設キャリアアップシステム活用工事、建設現場の遠隔臨場を行った場合に評価しております。</p> <p>(中小企業支援課)  中小企業等の生産性を向上させる取組として、新・沖縄21世紀ビジョン基本計画のもと、経営基盤の強化に必要な県融資制度の実施、ITツールの導入から定着までの一体的な支援などを実施しております。</p>
2	<p>今年の最低賃金の答申において、ビルメンテナンス等の公共調達において特段の配慮を行うことを付帯決議しているが、県において、以下の2点について調査していただきたい。  ①契約条項の中に単価見直し条項が入っているか。  ②実際に契約変更を行ったか。</p> <p>【取組方針No. 56関連】</p>	<p>(労働政策課)  最低賃金改定に伴う県の施設等管理業務委託契約の状況について全庁調査を実施したところ、結果は以下のとおりであった。全契約数は252件。(詳細は資料3、4参照)</p> <p>①契約条項の中に最低賃金改定による人件費上昇に伴う単価見直し条項が入っている契約；51件  ※ただし、契約変更に関する一般条項は原則全ての契約に記載されており、人件費上昇に伴う単価見直し条項が入ってなくても契約額の変更は可能。</p> <p>②実際に契約変更を行った(行う予定)の契約；9件</p> <p>③契約改定の確認を行った契約；233件</p> <p>最低賃金の大幅な引上げが続く近年の状況を踏まえ、年度途中の契約金額変更への柔軟な対応等、受注者が労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払う義務を履行できるように配慮を行うよう全庁的な働きかけを強化していきたい。</p> <p>また、官公需法に基づく「令和4年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」に準じて、取組方針に、人件費単価が改定後の最低賃金額を下回った際は適切な価格での単価の見直しを行う旨の条項を契約書に明記することを追加することも検討したい。(資料2)</p>

No.	委員意見等	回答
3	<p>県の清掃・警備業務委託は公共工事に比べると落札率が低いことから、清掃・警備業務委託についての最低制限価格のあり方について検討していただきたい。</p> <p>【取組方針No. 42関連】</p>	<p>(管財課) 総務部管財課発注の清掃・警備業務委託の最低制限価格については、沖縄県財務規則及び沖縄県の契約に関する取り組み方針に基づき定めている。最低制限価格のあり方については、競争性・公平性を踏まえた慎重な検討が必要と考えております。</p> <p>(企業局) 企業局では、ダンピングの防止や労働力の賃金が最低賃金を下回らないようにするため、最低制限価格を設定している。直近契約の落札率は、清掃業務で90.8%、警備業務で89.8%となっています。 ※落札率は、4つの管理所（浄水場）の直近2件（長期継続契約3年が2件）の平均値。</p> <p>(教育庁) 教育委員会では、品質確保及び受注者の適正賃金の確保などを目的として、県立総合教育センターにおいて、最低制限価格を設定しています。</p> <p>(警察本部) 契約の内容に適合した履行を確保するため、法令等に従い最低制限価格を設定している。設定に当たっては、財務規則で定める比率で算出した価格と最低賃金に基づき算出した価格の高い方を採用し、最低賃金を割り込まないような措置を講じています。</p> <p>(病院事業局) 病院事業局における清掃・警備業務委託の最低制限価格については、沖縄県の契約に関する取組方針に基づき各病院へ指導を行っている。清掃並びに警備に係る直近契約の落札率は、各県立病院ともに90%を超える高い落札率となっています。</p>
4	<p>条例で賃金下限額を設定することや、条例で事業者から報告を求めることについての議会等での質問の背景にはどのようなことがあるのか。</p>	<p>(労働政策課) 近年の議会において、条例で賃金下限額を設定することや、条例で事業者から報告を求めることについての質問の背景としては、概ね以下のような理由が挙げられている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県民所得の全国最下位から脱却を目指す。</li> <li>・貧困改善に資する。</li> <li>・設計労務単価に比べて建設労働者へ支払われる賃金が低いことから、条例で賃金下限額を定め（例えば、建設労務単価の80%）で、建設労働者の賃金を引き上げ、県民所得の向上につなげる。</li> </ul>